

大田区放課後こども教室 における自主学習支援業 務委託事業者募集要項

大田区

令和8年2月

1 募集の趣旨

大田区では、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験や活動を行うことができるよう、小学校施設を活用した「放課後こども教室事業」を実施しています。

学校教育を補完するきめ細やかな学習環境を整備して、児童の学習習慣の定着及び基礎学力向上を図るため、放課後こども教室において、児童の宿題や自主的な学習を支援・指導する自主学習支援業務を実施します。

令和8年度に新たに実施する 53 校において、効果的な事業実施のため、学習支援に係る業務ノウハウや経験を有する事業者を募集します。

2 対象等

以下に掲げる 53 校で実施する放課後こども教室利用者を対象とします。

(1) A 地域 (17 校)

- ア 大田区立大森第四小学校
- イ 大田区立大森第一小学校
- ウ 大田区立開桜小学校
- エ 大田区立大森第三小学校
- オ 大田区立大森第五小学校
- カ 大田区立入新井第五小学校
- キ 大田区立入新井第一小学校
- ク 大田区立山王小学校
- ケ 大田区立馬込小学校
- コ 大田区立馬込第二小学校
- サ 大田区立馬込第三小学校
- シ 大田区立梅田小学校
- ス 大田区立池上小学校
- セ 大田区立池上第二小学校
- ソ 大田区立徳持小学校
- タ 大田区立入新井第二小学校
- チ 大田区立入新井第四小学校

(2) B 地域 (17 校)

- ア 大田区立東調布第一小学校
- イ 大田区立田園調布小学校
- ウ 大田区立調布大塚小学校
- エ 大田区立東調布第三小学校
- オ 大田区立嶺町小学校
- カ 大田区立千鳥小学校

キ 大田区立久原小学校
ク 大田区立池雪小学校
ケ 大田区立小池小学校
コ 大田区立雪谷小学校
サ 大田区立洗足池小学校
シ 大田区立清水窪小学校
ス 大田区立矢口小学校
セ 大田区立矢口西小学校
ソ 大田区立多摩川小学校
タ 大田区立矢口東小学校
チ 大田区立道塚小学校

(3) C 地域 (19 校)

ア 大田区立糀谷小学校
イ 大田区立東糀谷小学校
ウ 大田区立北糀谷小学校
エ 大田区立都南小学校
オ 大田区立萩中小学校
カ 大田区立中萩中小学校
キ 大田区立出雲小学校
ク 大田区立六郷小学校
ケ 大田区立西六郷小学校
コ 大田区立高畠小学校
サ 大田区立仲六郷小学校
シ 大田区立志茂田小学校
ス 大田区立東六郷小学校
セ 大田区立南六郷小学校
ソ 大田区立おなづか小学校
タ 大田区立蒲田小学校
チ 大田区立南蒲小学校
ツ 大田区立新宿小学校
テ 大田区立東蒲小学校

上記 3 地域について、1 地域あたり 1 事業者に業務委託します。
なお、業務内容の詳細については、別添の仕様書をご覧ください。

3 選定方式

公募型プロポーザル方式により選定します。

信頼性、事業実施能力、事業に係る意欲、積極性等を総合的に評価します。

4 期間

令和8年5月1日から令和9年3月31日まで

5 予算上限額

(1) A地域

29,041,735円（税込）

(2) B地域

29,041,735円（税込）

(3) C地域

32,458,410円（税込）

※上記5（1）から5（3）は最低制限価格を設けています。

6 応募資格

次の要件を全て満たす法人が、本公募に応募することができます。

- (1) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて、大田区での入札参加資格を有していること。
- (2) 公的団体等で本業務と同様又は類似した実績を有すること。

7 欠格事項

次のいずれかに該当する法人は応募できません。

- (1) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生又は再生手続を行っている。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、区における一般競争入札等の参加を制限されている。
- (3) 大田区及び国や他の自治体の競争入札参加資格の指名停止措置を受けている。
- (4) 国税又は地方税等を滞納している。
- (5) 大田区契約関係暴力団等排除措置要綱に基づく排除期間中である。
- (6) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2（議員の関係私企業への就職の制限）、第142条（長の請負人等になることの禁止）、第166条（副区長の兼職禁止・事務引継）及び第180条の5第6項（委員会の委員及び委員の兼業禁止）に該当している。

8 応募方法

(1) 応募書類

番号	書類名	部数
1	参加申込書【様式1】	正本1部
2	法人の概要等【様式2】	正本1部
3	東京電子自治体共同運営電子調達サービスの入札受入票(写)	1部
4	見積書【様式3】	地域ごとに正本1部
8	企画提案書【様式4】※	正本1部 副本10部

※企画提案書の作成方法等については、8（2）企画提案書作成要領を参照

(2) 企画提案書作成要領

提案①<地域共通>

番号	項目	記載事項
	表紙【様式4】	最大受託可能地域数を記載すること
1	業務方針	本業務受託に係る取り組み方針、理念等
2	類似業務実績	公共団体等における類似業務の直近5年間受注実績について以下を記載すること • 業務名 • 発注者名 • 契約金額 • 業務内容
3	取組内容・連携体制	・業務目的及び仕様書(案)を踏まえた具体的な学習支援取組内容 • 参加率及びリピート率向上のための具体的な取組内容 • 区、学校、こども教室等との連携・連絡体制
4	業務計画	令和8年度における実施業務計画及び令和9年度以降の事業展開計画
5	学習支援員の採用・育成	・学習支援員の採用体制及び基準 • 育成方針及び研修体制、内容
6	人員配置計画	職員の勤務管理体制及び人員配置計画
7	危機管理・安全管理体制	児童の事故防止及び安全対策、学習支援スペース等の管理、個人情報管理体制
8	独自提案	放課後の居場所における学習支援事業に関する独自提案

提案②<地域別>

番号	項目	記載事項
1	地域ごとの取組内容	A 地域、B 地域、C 地域それぞれについて以下の内容を記載すること（各地域 1 ページ以内） ・地域及び属する学校等の特徴や特色 ・上記特性の分析内容 ・分析を踏まえた取組内容

（3）提出方法

- ア フラットファイル等に綴らずに、ダブルクリップ等で束ねたものを提出してください。
- イ 「様式4」を表紙として、両面印刷で（2）企画提案書作成要領に記載する各項目につき各1ページ以内（ただし、【項目3取組内容・連携体制】においては2ページ以内まで可、提案②<地域別>【地域ごとの取組内容】においては1地域1ページ内で作成）にまとめ、A4版縦左綴じの上、番号及びページを付してください。ホチキス止め及びインデックス貼付はしないでください。
- ウ 企画提案書の副本は、事業者の名称が特定できる表示又はそれを類推できる表示（会社名、代表者名、会社ロゴ等）は、記載しないでください。やむを得ない場合は、該当箇所にマスキング（塗りつぶし）処理を施してください。
- エ 事前に電話で提出日時を連絡の上、提出書類を提出場所へ受付時間内に持参してください。なお、郵送による提出はできません。

（4）提出場所及び受付時間

大田区蒲田五丁目37番1号 ニッセイアロマスクエア5階
大田区教育総務部教育総務課教育地域力推進担当（放課後ひろば調整）
電話 03-5744-1458
受付時間 午前9時～正午、午後1時～5時（土・日・祝日を除く。）
※最終日は午後3時までです。

（5）書類作成・応募に当たっての留意点

- ア 参加申込書【様式1】及び企画提案書表紙【様式4】に最大受託可能地域数を記載してください。
- イ 応募に必要な費用は、応募事業者の負担となります。
- ウ 提出された書類は、理由の如何を問わず返却いたしません。
- エ 応募書類提出後に本公募の応募を辞退する場合は、辞退届【様式5】を提出してください。
- オ 提出した提案書等書類の内容の変更及び追加はできません。
- カ 各実施校及び各放課後こども教室への直接の問合せはしないでください。

（6）提出締切

令和8年3月5日（木）午後3時

9 応募の抹消等

応募した事業者又はその関係者が、次のいずれかに該当した場合は、当該選定委員会において、その応募を抹消し、事業の受託候補者となっている場合はその対象から除外する場合があります。

- (1) 6の応募資格を満たさなくなった場合
- (2) 受付期間内に提出書類が全て提出されなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 本募集要項に違反又は著しく逸脱した場合

10 質問受付

(1) 質問方法

本公募について、質問事項がある場合は、質問票【様式6】に記入の上、次の送信先に電子メールにて送信してください（当該質問票によらない場合及び電子メール以外の方法による場合は受け付けません。）。

(2) 送信先

電子メールアドレス：syakyou@city.ota.tokyo.jp

（件名は「【事業者名】自主学習支援業務委託事業者プロポーザル質問票」としてください。）

(3) 送信締切日時

令和8年2月19日（木）午後5時

(4) 留意事項

- ア 質問は、項目ごとに質問票を1枚使用し、簡潔に記入してください。
- イ メール送信後に送信確認のため、区担当者宛に電話にて連絡してください。
- ウ 本公募と直接関係がない質問については、回答しません。またそれに対する問合せには、一切お答えしません。

(5) 回答

令和8年2月26日（木）以降に区のホームページにて一括して回答します。個別の回答はいたしません。

11 選定方法

選定に当たり、放課後こども教室における自主学習支援業務委託事業者選定委員会を設置し、次のとおり選定します。

(1) 一次審査（書類審査）

本募集要項8（1）に定める応募書類を審査します。なお、応募事業者多数の場合は、一次審査の結果により、最大上位3社までが二次審査に進むものとします。

(2) 二次審査（プレゼンテーション及び質疑応答）

書類審査を通過した事業者に対し、プレゼンテーション及び質疑応答による審査を行います。

※日時及び審査の詳細については、別途文書にて通知します。

(3) 判定

一次審査（書類審査）、二次審査（プレゼンテーション及び質疑応答）の結果及び各地域に応じた取組の提案内容等から、各地域に最も適切と評価された事業者を区が決定します。

なお、原則として3地域それぞれ別の事業者に委託しますが、応募状況などにより選定事業者数が3事業者に満たない場合、応募事業者からの最大受託可能地域数の申し出を踏まえ、1事業者に複数の地域を委託地域として決定する可能性があります。

選定結果は、応募された全ての事業者へ文書にて通知し、区のホームページで発表します。

12 その他留意事項

- (1) 本事業の事業者として選定された事業者（以下「選定事業者」という。）は、個人情報の保護を規定する法令及び大田区個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第64号）を遵守し、安定した質の高い業務を遂行すること。
- (2) 選定事業者は、事業開始後、選定事業者の責めに帰すべき事由により、小学校の児童、保護者、教員、区、放課後こども教室事業者に損害を与えた場合、その損害を賠償すること。
- (3) 本事業は、令和8年度予算（案）について、大田区議会の議決を得られることを条件として、区と選定事業者の間で業務契約締結の調整を図るものであること。
- (4) 本募集要項に定めのない事項については、区の指示によること。

13 公募・選定スケジュール

- (1) 日程（※予告なく変更することがあります。）

項目	時期（予定）
募集要領等の公表	令和8年2月12日（木）
募集内容に関する質問受付期間	令和8年2月12日（木）～ 令和8年2月19日（木）
質問回答・公表	令和8年2月26日（木）～ 令和8年3月5日（木）
応募書類の提出期限	令和8年3月5日（木）15時まで
一次審査（書類審査）結果通知発送	令和8年3月中旬
二次審査（プレゼンテーション・質疑応答）	令和8年3月30日（月）
選定結果通知発送	令和8年3月下旬～4月上旬
業務開始	令和8年5月1日（金）